

平成22年3月15日

顧問先各位

戸田会計事務所
 所長 戸田裕陽

健康・介護・雇用保険料率が変わります

平成22年3・4月 保険料率の改正について、ご案内します。

■ 健康保険・介護保険料率の改定 ■

全国健康保険協会管掌 健康保険の健康保険・介護保険料率は、平成22年3月分（4月支払給与分）から改定されました。保険料収入が落ち込む一方で医療費の支出が増え、協会けんぽの財政が厳しい状況になっていることから、大幅なアップとなりました。

	平成22年2月分まで	平成22年3月分から
健康保険料率	8.18% (4.09%)	9.32% (4.66%)
介護保険料率	1.19% (0.595%)	1.5% (0.75%)

※ 東京都の料率で、他県は異なります。 ※ 会社+本人の負担率（ ）内は折半額

※ 厚生年金保険料率は変更ありません。

※ 健康保険組合に関する保険料率等については、各健康保険組合にお問い合わせ下さい。

※ 個人の給与から徴収する保険料額の改定期間は、3月ではなく4月に支払う給与からとなります。（当月徴収している会社は、3月支払給与控除から変更）

■ 雇用保険料率の改定（予定） ■

平成22年度概算申告分から、雇用保険料率が変わります。原則的には“4月分給与”から変更しますが、毎年作成する「労働保険料申告書」の締切月によって各社毎に異なります。給与計算の際はご注意ください。

事業の種類	変更前			変更後		
	会社+従業員	従業員負担	会社負担	会社+従業員	従業員負担	会社負担
一般の事業	11/1,000	4/1,000	7/1,000	15.5/1,000	6/1,000	9.5/1,000
農林水産 清酒製造業	13/1,000	5/1,000	8/1,000	17.5/1,000	7/1,000	10.5/1,000
建設業	14/1,000	5/1,000	9/1,000	18.5/1,000	7/1,000	11.5/1,000

※国会の審議により、年度末頃までに変更される可能性があります。

■ 労働保険料の申告・納付時期について ■

昨年に引き続き、今年も6月頃「労働保険料申告書」会社へ郵送され、提出期限は7月10日です。社会保険の定時決定（算定基礎届）の提出時期とも重なりますので、事前のご準備をお勧めします。